

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課、
企画課自立支援振興室

評価実施時期：平成20年8月

施策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること (Ⅷ-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策の概要	障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 平成18年10月より障害者自立支援法を完全施行し、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的改革を行った。(別添参照)同法における利用者負担については、原則一割の負担ではあるが、月額負担上限の設定や、収入・預貯金の少ない方に対するきめ細やかな配慮措置を講じている。施行後においては、利用者負担に対する意見等を踏まえ、本改革をより円滑に推し進めるための様々な措置を講じているところであり、今後とも、就労支援や地域移行などを中心とした、法の趣旨に即した取組を進めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 障害者自立支援法の施行により、一般就労への移行を支援する就労移行支援事業を創設するなど日中活動系サービスを充実などの体制整備を進めるとともに、地域における生活の場としてグループホーム・ケアホームの整備の充実させるなどの施策を実施している。これらの施策により、障害者の地域における自立を支援し、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っている。</p> <p>(効率性) 各市町村・都道府県においては、障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画において数値目標を設定し、一般就労に移行するための基盤整備や地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの整備など障害福祉サービスの計画的な整備を計画的・効率的に進めている。 また、地域の障害者の実情やニーズに即した社会参加を促進するための支援として、地域生活支援事業をメニュー事業として実施している。</p> <p>(総合的な評価) 各市町村・都道府県においては、障害者自立支援法に基づき障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画をもとに、障害者の地域での生活基盤等の整備が効率的に進められており、この結果、グループホーム・ケアホームの利用者数が毎年着実に増加している。 また、障害者や事業者のおかれている状況を踏まえ、平成19年度中に、①低所得者を中心として利用者負担の負担上限額の更なる引き下げ等の利用者負担の見直し、②通所サービスにかかる単価の引き上げ等の事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備にかかる財政支援といった内容を盛り込んだ「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」を決定、平成20年度に向けて予算措置を行ったところである。 これらの取り組みにより、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。 (※太字部分は重点評価課題該当部分)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由) 個別目標1については、自立支援法に基づき、地域の実情を踏まえた障害福祉計画に基づきサービスの基盤整備が進んでいると評価できることから、引き続き施策目標として継続していく。 個別目標2については、工賃倍増5か年計画に基づき実施する事業に対して支援を行う工賃倍増計画支援事業の実施などにより、今後着実に効果が現れてくると考えられており、引き続き、施策目標として実施することとする。 個別目標3については、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業において、コミュニケーション支援等の様々な支援を行っており、市町村における事業の実施体制整備が着実に進んでいると評価できるため、引き続き施策目標として継続する。 個別目標4については、精神科救急医療センターの整備が着実に増加しており、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、施策目標として実施することとし、なお一層の整備を図ることとする。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(実績評価書の「3. 施策目標に関する評価」の「施策目標に係る指標」欄を転記)

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	グループホーム・ケアホームの月間の利用者数(単位:万人) (4.5万人以上/平成19年度)	2.4 【-】	2.8 【-】	3.4 【-】	3.7 【-】	今後集計予定
2	訪問系サービスの月間の利用時間数(単位:万時間) (376万時間以上/平成19年度)	-	-	-	316 【-】	今後集計予定
3	日中活動系サービスの月間のサービス提供量(単位:人日分) (713万人日分以上/平成19年度)	-	-	-	637 【-】	今後集計予定
4	一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度)	0.2 【-】	-	0.2 【-】	-	-

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保険福祉部企画課調べ)によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。
なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
- ・指標2は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
また、平成17年度以前は、「訪問系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。
なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
- ・指標3は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
また、平成17年度以前は、「日中活動系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。
なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
- ・指標4は、平成15年度は「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)により、平成17年度は「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していない。当該指標については、その調査実施の要否や、実施するとした場合の調査方法等も含め、今後検討する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	成長力底上げ戦略(成長力底上げ戦略構想チーム基本構想)	第169回国会福田総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日
		平成19年2月15日	「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『福祉から雇用へ』推進5か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。 ①「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進 ・平成19年度中にすべての都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定。関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5年間で平均工賃の倍増を目指す。 ②企業的な経営手法の活用 ・民間企業の有するノウハウや技術を積極的に活用。このため、コンサルタントの派遣、企業OBの紹介・あっせん等により、商品開発や市場開拓、障害者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境の改善等を推進。 ③工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置 ・障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励。